

改訂第4版の『清掃作業安全衛生の手引き』
(旧「清掃作業安全衛生基準」)

目次

第1章 労働災害防止の基本対策	1	第7章 運搬作業	19
現場責任者の仕事	1	1. 人力による場合	19
1. 作業計画の作成、実行	2	2. 重量物や大型の荷の場合	19
2. 安全衛生教育の実施	3	3. 運搬車等を用いる場合	20
3. 点検および作業改善	4	第8章 高所作業	21
4. 異常時、災害発生時の対応	4	1. 保護具	21
5. 衛生管理活動	5	2. 脚立作業	21
6. 共通の安全衛生対策事項	6	3. はしご作業	22
第2章 建物内部清掃作業	7	4. ローリングタワー (移動式組立て足場台) 作業	24
1. 作業前ミーティングでの確認事項	7	5. ゴンドラ作業	25
2. 作業前の準備	8	6. ロープ高所作業	25
3. 床洗浄作業の留意点	8	7. 高所作業車作業	26
4. 共用区域での留意点	9	第9章 その他の作業	27
5. 専用区域での留意点	9	1. 感染症の予防	27
6. 管理用区域での留意点	10	2. 針刺し災害の防止	30
7. 室内高所清掃作業での留意点	10	3. 剥離洗浄廃液の処理と排出	32
第3章 清掃用機械作業	11	第10章 健康管理	34
1. 一般的注意事項	11	1. 健康診断	34
2. 主な清掃機械の取り扱い方法	12	2. 過重労働の防止と働き方改革	39
第4章 資材の安全	14	3. 健康・体力づくり	47
1. 一般的注意事項	14	4. 衛生に対する心がけ	51
2. 有機溶剤取り扱い上の注意	15	参考資料	
3. 洗剤成分中の有害物質	15	1. 東京の労働災害発生状況	54
第5章 建物外周および屋上作業	16	2. 全国の労働災害発生状況	55
第6章 廃棄物処理作業	18	3. 安全衛生管理チェックリスト(様式例)	56
		4. 安全衛生管理体制	57
		5. 安全グッズ	58
		付録・手軽に行える職場体操	67

第2章 建物内部清掃作業

建物内部の清掃を作業内容で区分すると、日常清掃、定期清掃および室内高所清掃作業になります。

事務所ビルを作業場所で区分すると、共用区域、専用区域および管理用区域になります。

作業内容、作業場所ごとにそれぞれ特徴があります。

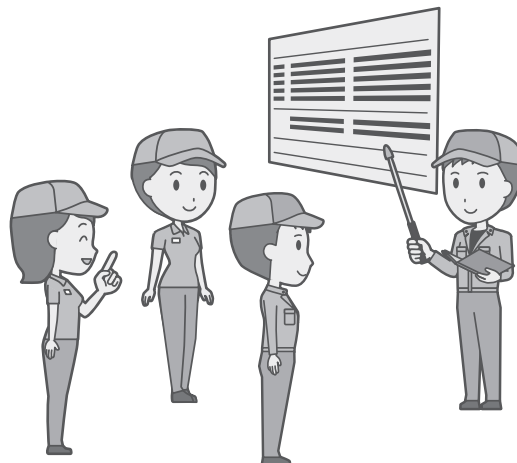
清掃作業での安全衛生を周知する上で、作業前のミーティングや準備は必要です。作業の具体的ポイントを理解し実行するだけでも労働災害を減らす事が実証されています。危険を察知する能力の高い人ほど、事故回避能力に優れていると言われていますが、近年、作業者の高齢化が進み、加齢による身体能力低下の自覚と転倒防止の知識などの備え、また、体操の必要性を継続的に意識させる事が必要です。

また、作業場所が作業中まったく無人の状況になるとは考えられません。作業中の第三者へ危害が及ぶ事のない様、常に作業前の状況確認・作業中の周りへの気配り・作業後の確実な戻し作業を念頭に入れ作業をする事が必要です。

安全に作業を進める上で必要とされる留意点は、おおむね次のとおりです。

1. 作業前ミーティングでの確認事項

- ① 作業者の健康状態を確認する
- ② 作業内容を理解しているか確認する
- ③ 作業手順を理解しているか確認する
- ④ 作業服装の良否を確認する
 - ア 作業服、作業靴、保護帽、三角巾等は指定されたものを着用する
 - イ 作業服等は身体に合った動きやすいものを着用する
 - ウ 破れ、ほころび等のないものを着用する
 - エ 常に清潔なものを着用する
 - オ 作業靴は正しく履き、つっかけ履き等は禁止する
 - カ 刃物・手回り工具等の小物類は必要時以外は持ち歩かない様にする
- ⑤ 作業開始前に軽い準備運動を行っているか確認する
(P67の『手軽に行える職場体操』を参照)



第7章 運搬作業

清掃作業では物を運ぶ作業も多いですが、運搬は誰にもできる軽便な仕事のため、気軽に行われ、多くの労働災害が発生しています。

ギックリ腰等の労働災害を未然に防ぐための注意事項は、次のとおりです。

1. 人力による場合

- ① できる限り水平に、最短距離を障害物がない安全な通路を確保したうえで、運搬するように工夫する
- ② 自分の体力を過信せず、重量物、かさばる荷物は分けて運ぶ
- ③ 荷物を持ち上げるときは、荷物に近づき膝を曲げてしっかり手をかけ、背骨を真っ直ぐにしたまま脚を伸ばすようにする
- ④ 後ろ向きや横向きに運搬しない
※下り坂では後ろ向きに撤退して運搬した方が、荷崩れが少ない
- ⑤ 運搬中は周囲に声をかけるなどして、人と接触しないようにする
- ⑥ 小物は箱等に収納して運搬する
- ⑦ 荷物を降ろすときは、静かに降ろし投げつけないようにする。
- ⑧ 降ろした荷物は、倒れたり崩れないように積む



満18歳以上の男子	常時の場合 体重の40% 以下
満18歳以上の女子	男子の60% 程度
上記の重量を超える重量物を取り扱う場合には、2人以上で行いましょう。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにしましょう。	

(東京労働局 腰痛を防止新聞より参照)

2. 重量物や大型の荷の場合

- ① 従事者一人が人力によって取り扱う荷物の重量は、目安として最大20kg程度の重さまでとされているので、それを超える重量物または大型の荷物を運搬する場合は二人以上で行う（小分出来るものは荷物を分ける）
- ② 作業開始前に運搬経路の整理整頓を行い、障害となる物品は撤去する
- ③ なるべく運搬車などを利用させ、人力運搬作業による肉体的負担の軽減を図る
- ④ 二人以上で運搬する時は、あらかじめ作業指揮者を決める
- ⑤ 共同作業では、互いに呼吸を合わせ合図を定め、声をかけあって作業する
- ⑥ 原則として、エレベーターなどを利用し階段を利用させない
- ⑦ 共同運搬の場合は、各従事者に重量が均等にかかるように体力や身長が同じくらいの者と組ませる